

調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市の5つの市が共同
で設立・運営している法人です



発行日 令和4年11月24日

発行 一般社団法人多摩南部成年後見センター

〒182-0026

調布市小島町3-69-2

第一荒井麗峰ビル2階

TEL 042-498-5802

<http://www.kouken-center.or.jp>

『老親との対話を早期から』

多摩南部成年後見センター所長 小林正人

親の相続対策や成年後見制度等を使った認知症対策は、親がボケてしまう前の早期に始めよとよく言われます。でもこれらはなしを子が親に唐突に切り出すと「オレを殺す気か／オレの年金や財産なんか教えるもんか／オレは認知症なんかならん」などと言って親は聴こうとしません。別々の暮らしが長くなると親子でもこうなるのは当然です。こうならないためには、話を切り出す前に親との心理的距離を十分に時間をかけて縮めておくことが不可欠です。

例えば「変わりない」などと何気ない会話の電話を週に1度する、同じ趣味を持ちともに楽しむ機会を定期的に持つこと等が有効です。このようなことで心を開いてくれてやっと本音のはなしができるのです。あなたはどんな方法でチャレンジしますか。



『法人後見から市民後見人への リレーってこんな感じ』



センターの日々の
よもやま話やあれこれを
連載します！

たまなんでは法人後見として受任した後、課題が整理されたケースを市民後見人にリレーをしています。法人後見受任後、担当支援員が課題の整理を行います。例えば相続や負債の整理、自宅の処分(解約)、入所する施設の選定等、課題は多岐にわたります。

私が市民後見人にリレーしたケースをご紹介します。Aさん(90代女性)はご夫婦で在宅生活を送っていましたが、ご主人が急死。認知症のAさんをご主人の事が分からなくなっていた為、ご遺体はDNA鑑定されることになりました。DNA鑑定終了後に死亡届を提出しご主人名義の自宅処分や遺族年金手続き、相続手続きを行いました。精神科病院に入院していたAさんでしたが、適切な医療、介護を受け、精神的に安定しご主人が亡くなった事を理解し受け入れていきました。退院後は特別養護老人ホームに入所されました。自宅処分、年金、相続、施設入所と課題が解決したので市民後見人にリレーする事になりました。Aさんは、姉御肌で人の受け入れも良い方なので市民後見人との顔合わせの際も話が尽きる事がありませんでした。リレー後も、市民後見人が面会に行くと、歓迎してくださり、毎回おしゃべりに花を咲かせているそうです。



◆◆令和4年度 市民後見人養成事業の報告◆◆

市民後見人候補者に新メンバー12名が登録



今年度の市民後見人養成講座は、コロナ禍にもかかわらず最多人数の申し込みをいただきました。オンラインや集合研修による基礎講習と実務研修養成講座を修了し、市民後見人として登録された12名の方からひとこといただきましたのでご紹介します。

- まだ後見人として見よう見まねのパーパードライバーですが、よろしくお願いいたします。（調布市 A・Yさん）
- 受任するその方とたくさんお話をし、何を大切に生きてきたのかを感じ取って寄り添っていきたくと思っています。（調布市 K・Yさん）
- 安心して穏やかな生活ができるようお手伝いできればと思っています。（調布市 T・Yさん）
- 市民後見人の必要性和責任をひしひしと感じる研修でした。お互い様の精神で頑張ります。（調布市 N・Wさん）
- ご本人の希望に寄り添いながら、より良い道筋を歩めるように活動して行きたい。（日野市 A・Hさん）
- 障がい者施設で支援員をしていますが、更に知識を深めたく後見人の勉強をしています。（日野市 O・Kさん）
- 地元の方が、少しでもその方らしい人生を送れるようサポートしていきたくと思います。（狛江市 S・Hさん）
- 『為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の 為さぬなりけり』…座右の銘です。（稲城市 U・Rさん）
- 市民後見人の活動の輪が広がるよう、明るく誠実に取り組みたいと思います。（稲城市 K・Yさん）
- 後見業務は事務作業ではなく人との関わりであると思ひ心理資格も取得しました。（稲城市 D・Mさん）
- 自らの健康維持と傾聴を心掛け、ご本人に安心を提供できればと思っています。（稲城市 H・Uさん）
- 「市民後見人について新たに学び、地域のために活動したいと思います。（稲城市 Y・Kさん）

9月からは現場実習を実施し、受任までのフォローアップを行っています。みなさまのご活躍を期待しています。

お知らせ

◆令和4年度 家庭裁判所研修開催◆

【日時】令和5年1月18日（水）午後2時～午後3時半

【場所】①会場（調布市文化会館 たづくり 12 階・大会議場）
②オンライン配信（ZOOM）

【内容】成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた
家庭裁判所の取組みと地域との連携について
詳細はセンター（042-498-5802）までお問合せください。

